

令和7(2025)年度

町会・自治会公益活動推進助成制度

助成金申請の手引

手続きが簡単な「確定払い(事業実施後の支払)」が選べます！

●助成金の制度説明会と電子申請説明会を開催します。是非ご参加ください！

○第1回 5月30日(金) @鍋横区民活動センター 洋室1号

14:00～ 助成金の制度説明会

15:20～ 助成金電子申請説明会

○第2回 6月6日(金) @沼袋区民活動センター 洋室2・3号

14:00～ 助成金の制度説明会

15:20～ 助成金電子申請説明会

*事前申込み

地域支えあい推進部 地域活動推進課
地域自治推進係 山本・長岡・福重
電話 03-3228-8921

tiikijiti@city.tokyo-nakano.lg.jp

☆注意事項☆ 必ずご確認ください!!

■当初予定していた事業を変更する場合は事業実施前に、区へ変更計画書の提出が必要です。

■町会名が口座名義にない場合のみ、委任状が必要です。

委任状には押印が必要のため、紙でのご提出をお願いいたします。

■軽微な修正については、地域活動推進課で確認のうえ、修正させていただきます。

■申請書(概算払い)の提出期限は6月20日(金)です。

■事業実施後の確定払いの Excel データは9月頃にホームページで公開予定です。

■事業にかかる領収書の提出は不要ですが、各町会において5年間の保管が必要です。

■**加入促進助成を是非ご活用ください！**ホームページの作成費用や SNS ツールの月額費用、電子決済端末の月額費用、未加入者や転入者に加入の案内と併せて渡す少額の品物に使うことも可能です。

*加入促進助成はその制度趣旨から可能な限りソフト事業へのご活用をお願いいたします。

*東京都の助成金申請も地域活動推進課でお手伝いします。

地域自治推進係または区民活動センター職員へご相談ください。

1.「中野区町会・自治会公益活動推進助成金」とは

町会・自治会は地縁に基づく住民の自治組織として、長年にわたり行政と協力しながらさまざまな公益的な活動を続けています。その活動は、地域情報の伝達(回覧板、掲示板など)や親睦行事だけではなく、防災や防犯、交通安全、福祉活動、古紙などの集団回収(リサイクル活動)と多様な広がりを持ち、地域におけるコミュニティの中心的な役割を担っています。

そこで区では、町会・自治会が行う公益的な活動に対して助成を行ない、その活動の一層の推進を図ることにより、ともに協力し、支えあいの精神に満ちた住みよい地域社会の実現を目指すこととしています。

2. 助成金の種類と限度額 ★助成金を拡充しました

(1)助成金の種類

助成金の種類	①地域自治活動助成金	②区政協力活動助成金	③加入促進及び地域交流促進活動助成金
詳細	ごみ減量・リサイクル活動、防災・防犯、交通安全、地域福祉、コミュニティ活動、区政課題の学習、広報活動等の公益活動に使える助成金	区で行うびん・缶回収業務への協力、区広報物の回覧及び町会掲示板への掲示等による区政情報の連絡・周知に対して使える助成金	町会・自治会による公益活動の基盤強化を支援するため、住民の町会・自治会への加入を促す活動に使える助成金
限度額	対象経費の実費の3分の2以内	・びん缶回収協力…1か所あたり1,440円(基準額)×ポイント数(拠点数) ・区広報協力…1世帯当たり年額60円(基準額)×世帯数	100,000円まで 当該加入促進活動に要した経費の 10分の10 の額
参考事例集	・敬老祝い事業 ・小・中学校入学祝い事業 ・ラジオ体操 ・歳末夜警 ・バス研修 ・町会会館の維持管理 ・子ども向け事業(スイカ割り、クリスマス会など) ・環境美化活動 ・上記のほか、区が公益的な活動と認めるもの	・地区町連など、区から助成を受けていない団体への分担金など ・会議・事業打合せに伴う経費(印刷代・お茶代・会場費・軽食費など) ・行事に使用する物品・機材の購入費など ・広報誌などの作成費など ・会館の維持管理費など ・上記のほか、区が公益的な活動と認めるもの	・町会・自治会への加入の呼びかけや、活動をお知らせするためのチラシやパンフレット、のぼり、横断幕、ポスター、ジャンバー、啓発物品等の作成。 ・ホームページの作成費用やSNS ツールの月額費用、電子決済端末の月額費用 ・町会事業に広く区民が参加できるように、加入促進のリーフレットの設置、掲示するための掲示板の作成 *リーフレットは区で作成しています。 ・上記のほか、区が公益的な活動と認めるもの

(2) 助成金の限度額

助成金の限度額は、当該町会・自治会の区域の世帯数に200円を乗じて得た額とします。

* 助成限度額 = 当該町会・自治会の区域の世帯数 × 200 円

助成限度額

① 地域自治活動助成金

② 区政協力活動助成金

+

③ 加入促進及び
地域交流促進活動
助成金

* ① 地域自治活動助成金 = 助成限度額 - ② 区政協力活動助成金

町会・自治会毎の限度額は、この手引きの後ろにある別表(助成額一覧)をご覧ください。

区域内の世帯数が500世帯以下の町会・自治会は、次の基準より下限額を定め、助成しております。

・300世帯以下 の町会・自治会	75,000円
・301世帯以上500世帯以下 の町会・自治会	100,000円

(3) 加入促進及び地域交流促進活動助成について

町会・自治会の加入促進について困っていませんか？
地域交流の促進について困っていませんか？

☆お困りごと事例☆

- ① 町会オリジナルのTシャツや、帽子、ジャンバーの作成をしたいけど、費用が足りない。
- ② ホームページを作成したいけど、作成の費用や、運用していくための月額費用が足りない。
- ③ SNSツールを運用していくための、アプリケーションの月額費用が足りない。
- ④ 電子決済を導入したいけど、導入後の月額費用が足りない。
- ⑤ 若い世代に向けて、新入生のお祝い品等を配布し、加入を促したいけど費用が足りない。

※加入促進及び地域交流促進活動助成で解決できます！！

上限額が100,000円までですが、経費の10分の10の額が対象になります。

ほかにもささいなお困りごとがありましたら、お気軽に相談ください。

3. 助成金交付までの流れ(助成金交付の方法が選べます)

事業実施前に助成金の振り込みを希望する町会・自治会向け(p4～)

がいさんばらい
概算払申請

助成金交付申請書等
書類一式提出

▼ 6月20日(金)

交付決定通知発送

助成金交付

事業実施

(事業中止・変更申請)

実績報告書提出

▼ 3月6日(金)※

確定通知発送

(戻入)

事業実施後の助成金の振り込みを希望する町会・自治会向け(p6～)

確定払申請

「確定払い」申請なら
事前申請手続きが不要！

できるだけ少ない手続きを希望する町会・自治会にもオススメです！！

事業実施

(事業が終わり次第)
助成金交付申請書等一式
提出

▼ 3月6日(金)※

交付決定(確定)通知発送

助成金交付

4. 助成金【がいさんばらい概算払申請】申請方法と一連の流れ

助成金の概算払交付申請とは、事業実施前に助成金の交付が受けられる申請方法です。
事前に、申請書や計画書の提出が必要です。事業実施後には実施計画書を提出し、助成金が余った場合には^{れいにゆう}戻入（区への返金）の必要があります。

(1) 事前申請

< 申請方法 >

1. 電子申請（メールで申請） ※必要書類が全て電子で申請できます。

今年度は、Excel で申請書等一式をホームページ上に公開します。

Excel は、事前に自動計算式が入力されているため、細かい計算が不要となっております。

必要最低限の入力でご提出いただけますので、非常に便利にご活用いただけます。

データの入力後は、地域自治推進係宛のメールに添付し申請してください。

※その他ご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡ください。

2. 電子申請が難しい場合

窓口申請（区役所4階窓口 地域自治推進係または区民活動センター運営委員会事務局）

①～④の申請書等一式をご記入いただき、紙でご提出ください。

	電子申請（メール） tiikijiti@city.tokyo-nakano.lg.jp	窓口申請（紙） 今年度配布するものを使用してください。
提出書類	二次元コードは中野区ホームページです。 Excel データをダウンロードできます。  https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/chiiki/cyoukai/joseikin.html	①助成金交付申請書（第1号様式） ②事業等計画書 ③助成金交付請求書兼委任状 ※委任状は口座名義に町会名がない場合のみご記入ください。 ④支払金口座振替依頼書 ※通帳等のコピー添付をお願いします。
期限	2025年6月20日（金曜日） ※申請期限に間に合わない場合は、ご連絡ください。	

(2) 交付決定通知書の交付

提出書類を区で内容審査し、「助成金交付決定通知書」を発送します。

助成金交付決定通知書の発送後、約4週間を目安に各町会・自治会の口座に助成額が振り込まれます。

(3) 事業の中止・変更

助成金交付後に申請書に記入した事業内容を変更または中止し、別の事業に助成金を使用する場合、変更申請の書類の提出が必要になります。当初予定した事業の変更等が決まりましたら、事業の実施前に地域自治推進係へご連絡ください。

(4)実績報告書の提出

原則、令和8年3月6日(金)までに、下記⑤～⑦の書類を提出していただきます。なお、実績報告書類作成の手引き及び書類一式については令和8年2月頃の配付を予定しています。

《注意》

※町会において保管する領収書は以下を満たしている必要がありますのでご注意ください。

- ・領収書やレシートの宛名が申請書に記載の町会・自治会名となっているかご確認ください。
- ・日付が令和7年4月1日～令和8年3月31日となっているかご確認ください。

<申請方法>

1. 電子申請(メールで申請) ※必要書類が全て電子で申請できます。

2. 電子申請が難しい場合

窓口申請(区役所4階窓口 地域自治推進係または区民活動センター運営委員会事務局)

⑤～⑦の報告書等一式をご記入いただき、紙でご提出ください。

	電子申請(メール) tiikijiti@city.tokyo-nakano.lg.jp	窓口申請(紙) 今年度配布するものを使用してください。
提出書類	概算払申請で使用した Excel データを 継続してご活用ください。 ※実績報告書から電子申請を希望の町会は、 地域自治推進係へご連絡ください。	⑤助成金実績報告書 ⑥事業等報告書 ⑦精算書
保管書類	領収書(令和12年3月末まで保存・保管が必要です。)	
注意事項	・領収書やレシートの宛名が申請書に記載の町会・自治会名となっているかご確認ください。 ・日付が令和7年4月1日～令和8年3月31日となっているか。	
期限	2026年3月6日(金曜日) ※期限に間に合わない場合は、ご連絡ください。	

(5)確定通知の発送

提出書類を区で内容審査し、「助成金交付額確定通知書」を発送します。

(6)戻入^{れいにゅう}

確定後、区への返金(戻入)が生じる場合には区役所1階みずほ銀行にて返金手続きが必要です。

4階地域活動推進課で返金のための納付書をお渡しします。

実績報告書の提出→(区で確認)→交付額確定通知と納付書の交付→みずほ銀行にて入金

*戻入の際は、支払後、領収書のコピーを取る必要があるため、区役所内のみずほ銀行で戻入が原則となります。

5. 助成金【確定払申請】申請方法と一連の流れ

助成金の確定払交付申請とは、事業実施後に助成金の交付が受けられる申請方法です。
事業実施後に①～④の申請書等一式を提出するだけで、助成金の交付が受けられます。
(⑤～⑦の報告書等一式の提出は不要です。)

(1)申請(兼報告)

<申請方法>

1. 電子申請(メールで申請) ※必要書類が全て電子で申請できます。

今年度は、Excel で申請書等一式をホームページ上に公開します。

9月頃の公開を予定しております。

2. 電子申請が難しい場合

窓口申請(区役所4階窓口 地域自治推進係または区民活動センター運営委員会事務局)

①～④の申請書等一式をご記入いただき、紙でご提出ください。

	電子申請(メール) tiikijiti@city.tokyo-nakano.lg.jp	窓口申請(紙) 今年度配布するものを使用してください。
提出書類	二次元コードは中野区ホームページです。 Excel データをダウンロードできます。 (9月頃ホームページに公開します)  https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/chiiki/cyoukai/joseikin.html	①助成金交付申請書(第1号様式) ②事業等計画書 ③助成金交付請求書兼委任状 ※委任状は口座名義に町会名がない場合のみご記入ください。 ④支払金口座振替依頼書 ※通帳等のコピー添付をお願いします。
期限	2026年3月6(金曜日) ※期限に間に合わない場合は、ご連絡ください。	

(2)交付決定(確定)通知書の交付

提出書類を区で内容審査し、「助成金交付決定通知書」が発送されます。

助成金交付決定(確定)通知書の発送後、約4週間で助成額が振り込まれます。

6. 書類作成にあたっての注意事項(紙申請)

- ① 紙申請の際、修正液や修正テープは使用しないでください。訂正をする場合は、訂正する箇所に二重線——を引いて、余白に書き直してください。
- ② 申請・実績報告書について、軽微な修正箇所は、電話等にて修正箇所を確認後、担当(地域自治推進係)で修正させていただきます。

7. 助成対象となる経費例

地域自治活動及び加入促進助成に使用した経費は、**全ての町会・自治会宛の領収書の保管が必要**になります。※詳しくは、P. 14 をご確認ください。

助成の対象となる経費は、次の①～③をすべて満たすものです。

①助成対象となる事業を実施するために必要なもの(備蓄や備品の購入のみは対象外になります)

②申請する事業の実施期間内に支払うもの(令和7年4月1日～令和8年3月31日までのもの)

③対象経費に該当するもの。

(注)助成対象経費になるかどうかについて、ご不明な場合は事前にお問い合わせください。

	内容例	対象となる経費例	対象とならない経費例
物品購入費	消耗品類・製作等に必要 材料等の購入費	・事務用品費 ・参加賞や抽選会等の景品 (ナカペイや、区内共通商品券を含む) ・参加者への軽食・飲料代 ・イベント等の食材費 ・行事に使用する物品・機材	・高額な弁当代 ・金券(図書カード・クオカードなど)
役務費	サービス等の利用料	・物品等の運送費 ・保険料 ・振込、代引き等手数料 ・道路使用許可手数料 ・郵送料 ・クリーニング代 ・研修等交通費 (借り上げバス代、駐車場代、高速代) ・光熱水費 ・広報誌、掲示板等の作成	・施設見学や交通機関の個別の 入場料や交通費、駐車場代、高速 代(町会で行動したことがわからない ものは不可)
委託料	事業を効率的に行う委託 経費	・舞台設営・撤去の委託費	・事業のすべてが委託となるもの
レンタル・ リース料	物品や場所を借り、使用す るための経費	・会議室使用料 ・ネット機器のレンタル ・機材等の借り上げ	
工事費	使用する設備等の経費	・電気、照明工事など	・倉庫やエアコンの設置
打合せ経費	会議・打合せに伴う経費	・タブレット等オンライン機材 ・飲料、軽食代	・喫茶店等での飲食代 ・アルコール、高額な弁当代
謝礼金	講師・専門家などに支払う 謝礼金など	・講習会専門家講師 ・地域伝統芸能公演団体等への 謝礼	・町会役員等内部への謝礼 (専門事業の場合を除く) ・1人または1団体あたり 50,000 円を超える謝礼(原則不可) ・事業実施に要する町会員への謝 礼金

助成対象外となる経費 ＊必ずご確認ください

- × 各団体への分担金
- × 防犯協会、交通安全協会、清掃協力会などへの会費
- × 各種募金(募金委員会、日赤、社協)、義援金
- × 寄附金・玉串料・慶弔費
- × 親睦を目的とする飲食費(新年会、忘年会、反省会など)

次のページより紙で提出される場合の参考記入例になります。
Excel データの入力方法は、Excel 内に記載しております。
その他ご不明な点等ございましたらご連絡ください。

助 成 金 交 付 申 請 書

年 月 日

日付は記入しないでください。

中野区長 あて

団 体 名 地域自治推進係町会

住 所 中野区中野4-11-19

代表者名 地 域 太 郎

連絡担当者 野 方 花 子

電 話 3228-8921

中野区町会・自治会公益活動推進助成要綱に基づき、助成金の交付を申請します。

1 交付申請額 金 302,200 円

2 事業目的 公益活動の推進を図り、豊かな地域社会を実現する。

3 添付書類 事業等計画書

申請額を記入します。

「地域自治活動及び区政協力活動申請額(限度額)」+
加入促進助成申請額

訂正できません。書き間違えた場合は新しい用紙に書き直す必要がありますので、空欄でご提出でも構いません。

事業等計画書

1 地域自治活動

実施時期	事業内容	経費内訳	所要額
2025年 6月	施設見学 ○×ごみ処理場 予定人数 80 名	バス借上げ @80,000×2 台= 160,000 円 講師謝礼 30,000 円	190,000 円
2025年 9月	敬老お祝い品の配布	区内共通商品券 @1,000×45 人= 45,000 円	45,000 円
年 月	助成金のうち、地域自治活動費を使用して行う事業の 実施予定月、内容をご記入ください。		円
年 月			円
年 月		小数点以下は切り捨ててください。 $235,000 \times 2/3 = 156,666.\overline{666}$	円
計			235,000 円
算 出 額	A <u>235,000</u> 円×2/3		B <u>156,666</u> 円

2 区政協力活動

びん・缶回収	@1,440× <u>30</u> か所	43,200 円
区の広報協力	@60× <u>1,011</u> 世帯	60,660 円
計		C <u>103,860</u> 円

3 限度額(地域自治活動)

@200× <u>1,011</u> 世帯	D <u>202,200</u> 円
D <u>202,200</u> - C <u>103,860</u>	E <u>98,340</u> 円

4 地域自治活動及び区政協力活動 申請額

地域自治活動	B又はEのうち金額の少ない方	F <u>98,340</u> 円
区政協力活動	C	C <u>103,860</u> 円
地域自治活動及び区政 協力活動申請額	F+C又はDのうち金額の少ない方	G <u>202,200</u> 円
	100円未満切捨て	H <u>202,200</u> 円

※裏面も必ずご記入ください。助成金申請の総額は裏面にご記入ください。

5 加入促進助成金 ☒申請します ☐申請しません

実施時期	事業内容	経費内訳	所 要 額
2025年 5月	町会・自治会加入案内チラシ・グッズの作成 未加入の住民へ配布	チラシ 10 円×1,000 枚 メモ帳 150 円×1,000 冊	160,000 円
	助成金のうち、加入促進助成金を使用して行う事業の実施予定月、内容をご記入ください。		
年 月			円
年 月			円
計			I 160,000 円
加入促進助成申請額	I 又は 100,000 円のうち金額の少ない方	J	100,000 円
	100 円未満切捨て	K	100,000 円

6 申請額

総 申 請 額	H + K	L 302,200 円
---------	-------	-------------

助成金の総額をご記入ください。

請求書はすべての町会でご記入が必要です。

町会・自治会公益活動推進助成金交付請求書

年 月 日

日付は記入しないでください。

中野区長 あて

請求額 金 302,200 円

団 体 名 地域自治推進係町会

住 所 中野区中野4-11-19

代表者名 地 域 太 郎

訂正できません。書き間違えた場合は新しい用紙に書き直す必要がありますので、空欄でご提出でも構いません。

委 任 状

年 月 日

日付は記入しないでください。

中野区長 あて

口座名義に町会名が入っていない場合のみ委任状が必要です。

私は下記の者を代理人と定め、助成金の受領の権限を委任します。

記

受任者 住 所 中野区中野4-8-2

氏 名 野 方 花 子

口座名義の方の住所・氏名をご記入ください。

支払金口座振替依頼書

振込先金融機関		銀 行 信用金庫 信用組合 農 協		中 野 区役所 支店
振込口座	預金種別	普通 当座		
	口座番号	1234567		
	フリガナ	チイキジチスイシンカリチョウカイ カイケイ ノガタ ハナコ		
	氏 名	地域自治推進係町会 会計 野方 花子		

中野区から私に支給される公益活動推進助成金は、今後上記口座に振込みをお願いします。

年 月 日

日付は記入しないでください。

中 野 区 長 あて

団体名 地域自治推進係町会

住 所 中野区中野4-11-19

氏 名 地 域 太 郎

ご 注 意

- 1 預金種別は該当のものを○で囲んでください。
 - 2 口座番号・氏名は、ご本人の口座番号・氏名を記載してください。
 - 3 本書の記載事項に変更が生じた場合には、支払金口座振替変更届により届け出てください。
- ※ なお、本書は原則として謝礼金及び報酬の支払いに使用するものです。

○ 正しい領収書の記載例(領収書は提出不要です。)

① 宛名は町会・自治会名を記入

交付決定通知書に記入されている町会・自治会名を正確にご記入ください。
(実行委員会名、子ども会、個人名、略称は対象とできない場合があります。)

② 日付の記入

<助成金の対象期間>
令和7年4月1日～
令和8年3月31日まで

③ 金額、但し書きの記入

○但し書きは、支払いの内容、単価、数量などが分かるようにご記入ください。
「お品代」や空欄は原則不可です。
○領収書に書ききれない場合は「〇〇一式」等として、別紙でレシートや納品書などを添付するなど、購入した内容がわかるようにしてください。

例① 領収書の場合

領 収 書

令和7年6月27日

地域自治推進係町会 様

160,000 円

但し、バス借り上げ代(@80,000×2台)として上記の金額正に領収致しました。

(株)〇〇観光
〒100-0000 東京都〇〇区△△
代表 〇〇 〇〇

印

収入
印紙 印

④ 社印または担当者印が押印されているか

⑤ 金額が5万円を超えている場合
収入印紙及び消印が必要です。
*不要な場合もあります。

① 宛名は町会・自治会名を記入

レシートの場合、空いているスペースに交付決定通知書に記入されている町会・自治会名をご記入ください。

例② レシートの場合

〇〇文房具店

地域自治推進係町会 様

2025年7月13日(水) 〇時〇分

領収書

メモ帳	¥1,500
@150×10個	
ペン	¥5,000
@250×20本	
小計 2点	
合計	¥6,500

③ 金額、但し書きについて

レシート内に申請外の経費や対象外の経費が含まれる場合は、該当の経費のみ赤でマルを付けてください。

④ レシートの場合、会社印や担当者印は不要。
⑤ この例では5万円未満のため収入印紙不要

+ 加入促進及び地域交流促進活動助成
(限度額からさらに対象になります)

地域自治活動の事業合計額が、目安額以上の場合
(D)限度額の申請が可能です。

番号	町会・自治会名	(D)限度額	びん・年	世帯数	びん・年費	世帯数費	(C)協力費計	(E)事業助成額	(A)事業目安額
1	神明本三町会	559,400	143	2,797	205,920	167,820	373,740	185,660	278,490
2	弥生町三丁目町会	315,000	88	1,575	126,720	94,500	221,220	93,780	140,670
3	弥生町五丁目町会	435,000	107	2,175	154,080	130,500	284,580	150,420	225,630
4	栄一町会	238,000	70	1,190	100,800	71,400	172,200	65,800	98,700
5	栄町通二丁目町会	308,800	59	1,544	84,960	92,640	177,600	131,200	196,800
6	南台二丁目前原町会	324,800	81	1,624	116,640	97,440	214,080	110,720	166,080
7	多田町会	492,200	114	2,461	164,160	147,660	311,820	180,380	270,570
8	新山通町会	300,800	66	1,504	95,040	90,240	185,280	115,520	173,280
9	南台四丁目東町会	243,000	56	1,215	80,640	72,900	153,540	89,460	134,190
10	南台四丁目西町会	240,400	42	1,202	60,480	72,120	132,600	107,800	161,700
11	八島自治会	298,600	67	1,493	96,480	89,580	186,060	112,540	168,810
12	南台五丁目町会	231,600	48	1,158	69,120	69,480	138,600	93,000	139,500
13	弥生六南台町会	179,200	39	896	56,160	53,760	109,920	69,280	103,920
14	コーシャハイム中野弥生町自治会	100,000	3	391	4,320	23,460	27,780	72,220	108,330
15	弥生町一丁目東町会	374,000	104	1,870	149,760	112,200	261,960	112,040	168,060
16	弥生町二丁目町会	604,200	135	3,021	194,400	181,260	375,660	228,540	342,810
17	弥一向台町会	451,200	54	2,256	77,760	135,360	213,120	238,080	357,120
18	本一相生町会	365,400	77	1,827	110,880	109,620	220,500	144,900	217,350
19	東郷町会	347,800	60	1,739	86,400	104,340	190,740	157,060	235,590
20	道玄町会	465,600	90	2,328	129,600	139,680	269,280	196,320	294,480
21	朝日ヶ丘町会	291,200	64	1,456	92,160	87,360	179,520	111,680	167,520
22	中本一町会	254,400	38	1,272	54,720	76,320	131,040	123,360	185,040
23	本町通二丁目町会	242,000	40	1,210	57,600	72,600	130,200	111,800	167,700
24	本三西町会	299,400	65	1,497	93,600	89,820	183,420	115,980	173,970
25	塔ノ山町会	342,400	42	1,712	60,480	102,720	163,200	179,200	268,800
26	本三宮前町会	494,200	93	2,471	133,920	148,260	282,180	212,020	318,030
27	宮一町会	211,600	39	1,058	56,160	63,480	119,640	91,960	137,940
28	宮二町会	235,600	53	1,178	76,320	70,680	147,000	88,600	132,900
29	東一東町会	396,600	69	1,983	99,360	118,980	218,340	178,260	267,390
30	氷川町会	513,000	103	2,565	148,320	153,900	302,220	210,780	316,170
31	上ノ原町会	271,800	67	1,359	96,480	81,540	178,020	93,780	140,670
32	中野一丁目町会	622,000	87	3,110	125,280	186,600	311,880	310,120	465,180
33	小湊東町会	202,400	36	1,012	51,840	60,720	112,560	89,840	134,760
34	小湊西町会	284,000	54	1,420	77,760	85,200	162,960	121,040	181,560
35	高根町会	238,000	60	1,190	86,400	71,400	157,800	80,200	120,300
36	十代田町会	549,200	80	2,746	115,200	164,760	279,960	269,240	403,860
37	宮里町会	392,200	53	1,961	76,320	117,660	193,980	198,220	297,330
38	西町町会	383,600	58	1,918	83,520	115,080	198,600	185,000	277,500
39	鍋横町会	485,200	83	2,426	119,520	145,560	265,080	220,120	330,180
40	新中野町会	595,200	102	2,976	146,880	178,560	325,440	269,760	404,640
41	本町通六丁目町会	396,600	47	1,983	67,680	118,980	186,660	209,940	314,910
42	上町町会	405,600	84	2,028	120,960	121,680	242,640	162,960	244,440
43	仲町町会	271,600	67	1,358	96,480	81,480	177,960	93,640	140,460
44	桃園町会	515,800	134	2,579	192,960	154,740	347,700	168,100	252,150
45	宮桃町会	373,800	79	1,869	113,760	112,140	225,900	147,900	221,850
46	宮三町会	202,600	45	1,013	64,800	60,780	125,580	77,020	115,530
47	中野駅前南口町会	436,200	100	2,181	144,000	130,860	274,860	161,340	242,010
48	橋場町会	442,600	86	2,213	123,840	132,780	256,620	185,980	278,970
49	田町町会	75,000	14	134	20,160	8,040	28,200	46,800	70,200
50	東中野五丁目小湊町会	708,000	91	3,540	131,040	212,400	343,440	364,560	546,840
51	東中野四丁目町会	600,600	85	3,003	122,400	180,180	302,580	298,020	447,030
52	文園町会	293,400	60	1,467	86,400	88,020	174,420	118,980	178,470
53	天神自治会	321,000	51	1,605	73,440	96,300	169,740	151,260	226,890
54	打越町会	361,000	53	1,805	76,320	108,300	184,620	176,380	264,570
55	昭一文化会	287,600	55	1,438	79,200	86,280	165,480	122,120	183,180
56	昭二町会	327,400	33	1,637	47,520	98,220	145,740	181,660	272,490
57	昭三自治会	519,400	58	2,597	83,520	155,820	239,340	280,060	420,090
58	桜山町会	286,200	68	1,431	97,920	85,860	183,780	102,420	153,630
59	上高田東町会	401,400	58	2,007	83,520	120,420	203,940	197,460	296,190
60	上高田共和会	466,600	101	2,333	145,440	139,980	285,420	181,180	271,770
61	上高田北町会	402,600	80	2,013	115,200	120,780	235,980	166,620	249,930
62	上高田隣人協力会	404,200	68	2,021	97,920	121,260	219,180	185,020	277,530
63	上高田高層団地町会	100,000	2	363	2,880	21,780	24,660	75,340	113,010
64	都営上高田アパート第1自治会	75,000	3	220	4,320	13,200	17,520	57,480	86,220
65	上高田二丁目町会	576,400	107	2,882	154,080	172,920	327,000	249,400	374,100
66	新井東町会	386,800	73	1,934	105,120	116,040	221,160	165,640	248,460
67	新井西町会	363,600	61	1,818	87,840	109,080	196,920	166,680	250,020
68	新井南町会	545,400	101	2,727	145,440	163,620	309,060	236,340	354,510
69	新井北町会	625,800	138	3,129	198,720	187,740	386,460	239,340	359,010
70	新井中町会	420,200	78	2,101	112,320	126,060	238,380	181,820	272,730
71	沼袋町会	820,400	186	4,102	267,840	246,120	513,960	306,440	459,660
72	沼袋親和会	727,800	148	3,639	213,120	218,340	431,460	296,340	444,510
73	江古田四丁目町会	867,400	233	4,337	335,520	260,220	595,740	271,660	407,490
74	松が丘片山町会	640,200	152	3,201	118,880	192,060	410,940	229,260	343,890
75	江古田一丁目町会	448,400	148	2,242	213,120	134,520	347,640	100,760	151,140
76	江原町町会	1,019,600	255	5,098	367,200	305,880	673,080	346,520	519,780
77	旭公民館町会	755,800	161	3,779	231,840	226,740	458,580	297,220	445,830
78	江古田住宅自治会	100,000	44	352	63,360	21,120	84,480	15,520	23,280
79	丸山町会	599,800	151	2,999	217,440	179,940	397,380	202,420	303,630
80	野方北町会	798,400	173	3,992	249,120	239,520	488,640	309,760	464,640
81	野方南自治会	690,800	156	3,454	224,640	207,240	431,880	258,920	388,380
82	野方一丁目南町会	527,400	87	2,637	125,280	158,220	283,500	243,900	365,850
83	野方東町会	352,400	70	1,762	100,800	105,720	206,520	145,880	218,820
84	野方二丁目町会	661,800	137	3,309	197,280	198,540	395,820	265,980	398,970
85	大和町東町会	413,400	68	2,067	97,920	124,020	221,940	191,460	287,190
86	大和町西部自治会	874,400	154	4,372	221,760	262,320	484,080	390,320	585,480
87	大和町北協和会	463,400	61	2,317	87,840	139,020	226,860	236,540	354,810
88	大和町中町会	395,400	58	1,977	83,520	118,620	202,140	193,260	289,890
89	大和町一和町会	100,000	15	336	21,600	20,160	41,760	58,240	87,360
90	若宮一丁目町会	428,200	98	2,141	141,120	128,460	269,580	158,620	237,930
91	鷹南自治の会	560,400	102	2,802	146,880	168,120	315,000	245,400	368,100
92	若宮二丁目町会	747,800	140	3,739	201,600	224,340	425,940	321,860	482,790
93	鷹宮都営住宅自治会	131,800	20	659	28,800	39,540	68,340	63,460	95,190
94	白鷺町会	702,000	127	3,510	182,880	210,600	393,480	308,520	462,780
95	鷹宮三丁目町会	1,013,200	227	5,066	326,880	303,960	630,840	382,360	573,540
96	鷹宮四丁目町会	403,600	89	2,018	128,160	121,080	249,240	154,360	231,540
97	鷹宮六丁目南部町会	196,000	52	980	74,880	58,800	133,680	62,320	93,480
98	白鷺三丁目町会	294,200	63	1,471	90,720	88,260	178,980	115,220	172,830
99	若宮三丁目アパート自治会	75,000	4	115	5,760	6,900	12,660	62,340	93,510
100	都営白鷺一丁目第四アパート自治会	75,000	5	81	7,200	4,860	12,060	62,940	94,410
101	鷹宮六丁目町会	193,000	44	965	63,360	57,900	121,260	71,740	107,610
102	都営大和町四丁目アパート自治会	75,000	1	103	1,440	6,180	7,620	67,380	101,070
103	鷹宮西住宅自治会	130,600	33	653	47,520	39,180	86,700	43,900	65,850
104	都営白鷺一丁目第二アパート自治会	75,000	0	51	0	3,060	3,060	71,940	107,910
105	北鷺町会	1,088,200	276	5,441	397,440	326,460	723,900	364,300	546,450
106	上鷺宮四丁目町会	289,000	62	1,445	89,280	86,700	175,980	113,020	169,530
107	上鷺宮五丁目町会	386,800	126	1,934	181,440	116,040	297,480	89,320	133,980